

平成25年度 第3回 高石市都市計画審議会 議事録（要約）

【開催日時】 平成26年2月7日（金） 午後3時30分から開催

【開催場所】 高石市役所 別館3階 多目的ホール

【出席委員】 委員16名中14名の委員が出席され開催いたしました。

日野 泰雄	下村 泰彦	土井 幸一
中井 正司	出川 康二	清水 明治
古賀 秀敏	佐藤 一夫	松本 定
伊集院敏彦	東口 正一	合田 房雄
藤田 政明	高橋 妙子	(以上委員14名)

【欠席委員】 丑野 正仁 小屋 経尚

【傍聴者】 2名

【日 程】 報告第1号 し尿処理場の廃止及び資源化センターの設置について

- 【確認事項】・高石市都市計画審議会条例第7条の規定に基づき、審議会の議事に関係のある者として、高石市生活環境課及び泉北環境整備施設組合職員が出席をした。
- ・し尿処理場の廃止及び資源化センターの設置については、本年6月頃開催予定の平成26年度第1回審議会で付議の予定である。
 - ・委員の任期は3月末で終了する。現在、新委員の選任を進めている。

【質疑応答】

・し尿処理場の廃止及び資源化センターの設置について

(会 長) 本日は報告案件である。低炭素社会やゴミの減量に関連して、また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく生活環境影響評価の調査結果や説明会での意見等についての報告を踏まえ、廃棄物処理等の施設の位置や規模について、都市計画上問題がないかをご議論いただきたい。

(会 長) 資源化センターの稼働内容についての確認だが、ピンは粉碎、ペットボトルは圧縮して搬出、その他については選別して処分場に排出ということによろしいか。

(事務局) ピンは粉碎ではなく、選別して搬出する。

- (委員) 評価項目の内訳の説明で「元々自然界にある」という説明があったが、たとえば鉛及びその化合物などは自然界に元々どれくらいあるのか。砒素とふっ素については微量であり問題ないが、鉛については量が多い。し尿処理場で以前は亜鉛も使っていたと思う。鉛が多い原因については検証し説明すべきと考える。
- (事務局) 大阪府に聞くと、基準値の10倍以内であれば自然界にあるということである。鉛について、ここは焼却炉があったところであるが、これまで調査を実施したことがなかった。鉛は含有しているが、地下水等で漏れ出すことはなく、口に入れなければ大丈夫とのことである。
- (委員) 自然界にあるのであれば、近隣を掘っても同じような数値が出てくると思うが、調査したのか。また、基準値の10倍までは大丈夫というのであれば、国は何のために基準値をつくっているのか。対策をとるので、問題はないとは思いますが、なぜ鉛がここにあるのかを立証する必要がある。「鉛を使う施設があった影響で汚染されているが除去する」というような説明でないと、住民を説得する資料にはならない。
- (事務局) し尿処理場で使用した薬品に関連して鉛が検出したことはなかったと考えている。し尿処理場での鉛の発生場所については、以前高石市の焼却場があった付近であり、それが原因という見解である。
- (委員) 高濃度の数値が出たのであれば、当然近隣も調査すべきである。私が聞きたいのは、近隣で同程度の値が出なかったのであれば、何らかの原因があったのではないかということである。たとえば亜鉛を使った施設や鉛でコーティングした施設があったのであれば、当然鉛が存在する。自然界に存在するという説明ではあまりに無責任である。なぜその箇所の鉛の量が多いのかを立証し、そのための対策を講じることが必要だと思う。
- (会長) 全体を調べたところ、かつて焼却場があった区画で鉛が出た。このため、ごみ焼却に伴うものではないかというご説明であった。土壌汚染対策については土の入替え、上から被せる覆土の2種類の方法がある。今回は土を被せてコンクリート等で固めることになっている。この場合、地盤が上がることにより、建物の形状に変更が出るかもしれない。そういう理解でよろしいか。
- (事務局) そうである。
- (委員) 指定基準値の10倍とはどういう意味か教えてほしい。10倍あっても超過項目にならないということか。それなら基準値を10倍にしなければならぬと思うが。
- (事務局) 土壌汚染対策についての大阪府の条例で、溶出基準と第二溶出基準が定められている。第二溶出基準を超えると入替え、洗浄など厳しい措置が必要になる。
- (会長) 鉛の基準値はどうなっているのか。
- (事務局) 先程の説明は、自然界にも人為的ではなく10倍を超えるようなところもあると例示で申し上げたものである。ご理解をお願いする。

- (委員) 一般的な指定基準値は150 mg/kgである。その10倍まではたいしたことはない、ということはないと思う。そのことを指摘しておきたい。自主的に土壌汚染対策をした場合、法及び条例により、健康リスクがある場合は、要措置区域、健康リスクなしの場合は、形質変更時要届出区域、基準値以下であれば、何も必要なし、となる。大阪府が判断するであろうが、区域指定については、どう考えているか。
- (事務局) 今回の調査結果を大阪府に報告し、大阪府の審議会等で指定の有無の判断をしてもらおう。今のところ「自然由来の特例区域」の扱いになるのではないかと思われる。その場合は現地に埋め戻して、覆土という方法で施工したい。大阪府から厳しい指導が出た場合は、指導に従って進める。
- (委員) 1月31日と2月1日の住民への説明資料について、「土壌汚染調査結果で基準値を超過しているが、どのような対策を講じるのか」という質問に対する答えが、今の説明と整合しない。「大阪府の指示に従って適切に対策を講じることになる」はよいが、「矢板等を打ちこみ、外部への流出を防ぐとともにアスファルトやコンクリートで覆う」とあり、結論が出たように説明している。土壌汚染に関して権限移譲をされているのであれば、市が説明すれば良いが、区域指定の判断について正式な結論が出ていない段階で、そういう説明をしてよいのかどうか。住民にはきっちりと法令上の説明をしなければいけないと思う。将来的な健康問題にもかかわる事項であり、見解をお伺いしたい。
- (事務局) 今回は、泉北環境整備施設組合が現在考えている工法の説明をした。今後、大阪府からこれではだめだとの指導が出れば、指導に基づいて対策する。
- (会長) 生活環境評価は、公共施設であれば市が行うことになる。今回は組合であるので、市が行う場合と同じように組合が実施していると思う。それを大阪府に報告し、大阪府が専門会や専門委員からの意見書を求めることになる。その結果に基づき、これではだめということになれば変更命令が下りる。そのような流れの中での今の段階での説明であり、最終決定ではないということをご理解いただきたい。
- (委員) 了解した。
- (委員) 他市では、調査項目として騒音、振動、土壌汚染等の他、景観面や交通量の項目が必ずあがってくる。交通量については個人の持ち込みがあるかどうかで異なり、景観的な指導は大阪府からの話になると思うが、生活環境影響評価の調査項目選択に際しての判断について、見解をお聞きしたい。
- (事務局) 景観面については、泉北クリーンセンターの隣であり、泉北クリーンセンターと同様に周辺植栽等も行い、周辺との違和感のない建物を考えている。交通量は、現在処理しているものの受け入れであり、台数が増えることはない。
- (会長) アセスの対象になれば、周辺のビューポイントからの見え方等も検討しなければならないが、今回はアセスにかかっていない。廃棄物の処理及び清掃に関する

る法律に基づく生活環境影響評価に関して、大阪府の専門委員からは、施設の維持管理の問題や維持修繕のために施設を停止させた場合の搬入物の仮置き、屋外の場合は生活への影響、屋内であればストックヤードの規模についても意見が出ると思われる。このようなことについて大阪府からの質問及びそれに対する回答の後、最終決定が下りることになる。景観の話についても質問が来た場合に十分対応できるよう、備えていただきたい。スケジュールについては、今後、廃棄物の処理及び清掃に関する法律と都市計画法の手続きがある。26年度第1回の都市計画審議会で付議されるとのことだが、このときには大阪府の情報をご紹介いただけるか。

(事務局) 生活環境影響評価の結果については、条例に従い縦覧し、広く市民の意見を求め、府に提出することになっている。

(会 長) 市が決定権者でない場合は、通常、市からの報告に対して、府から意見書が出されるが、それに該当しない案件もある。6月の時点でその手続きの要不要と手続きがあった場合はその情報をお知らせいただきたい。

(事務局) 大阪府の対応に従っていきたい。廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく意見書の提出は3月12日～3月26日を予定している。都市計画の縦覧も同じ時期としたい。時期が多少遅れる可能性もあり、その場合もタイミングをあわせて対処したいと考えている。

【閉 会】 午後17時00分閉会